

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画変更の内容

(1) 海域の状況の監視頻度

(変更前)

海洋投入終了後に 1 回 (最終年次の海洋投入完了後 (9 月 ~ 10 月)) 実施する。

(変更後)

3 年次海洋投入完了後に 1 回、海洋投入終了後に 1 回 (最終年次の海洋投入完了後) 実施する。

(2) 海洋投入処分の実績監視報告

(変更前)

海域への排出状況は排出時に写真で記録し、監視報告に添付する。

海洋投入処分の実績の監視報告は、下記単位期間毎に排出が終了後、遅滞なく環境大臣に報告する。

- ・ 1 年次 平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日
- ・ 2 年次 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
- ・ 3 年次 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日

(変更後)

海域への排出状況は排出時に写真で記録し、監視報告に添付する。

海洋投入処分の実績の監視報告は、下記単位期間毎に排出が終了後、遅滞なく環境大臣に報告する。

- ・ 1 年次 平成 26 年 4 月 1 日 ~ 平成 27 年 3 月 31 日
- ・ 2 年次 平成 27 年 4 月 1 日 ~ 平成 28 年 3 月 31 日
- ・ 3 年次 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 29 年 3 月 31 日
- ・ 4 年次 平成 29 年 4 月 1 日 ~ 平成 30 年 3 月 31 日
- ・ 5 年次 平成 30 年 4 月 1 日 ~ 平成 31 年 3 月 31 日

(3) 総括的な監視報告

(変更前)

海域の状況は総括的な監視報告として最終年次 (平成 29 年 3 月 31 日) の海洋投入処分の実績に関する報告と合わせて実施する。なお、許可期間 (平成 29 年 3 月 31 日) を超えて海洋投入処分が必要と判断される時には、最終監視報告の時期を繰り上げた上で継続申請を行う。

(変更後)

海域の状況は中間的な監視報告として3年次海洋投入完了後に、総括的な監視報告として最終年次(平成30年4月1日~平成31年3月31日)に海洋投入処分の実績に関する報告と合わせて報告する。